

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 23 年度 第 4 回理事会議事録

1. **開催日時** 平成 23 年 12 月 16 日（金）10：30～12：30
2. **開催場所** ニッショーホール 第 2 会議室
東京都港区虎ノ門 2-9-16
3. **出席者**
(理事) 内山 充、洪 愛子、佐藤 登志郎、代田 久米雄、田辺 功
松木 則夫、望月 正隆、安原 真人、山田 勝士、山本 信夫
吉田 武美
(監事) 齊藤 勲、三輪 亮寿
(来賓) 厚生労働省医薬食品局総務課 中井清人課長補佐
(事務局) 清水 亨事務局長、武立 啓子、大塚 文

4. 議 案

- ・ 第 1 号議案 当面の諸問題について
- ・ その他

5. 事前配布資料

- (1) 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構組織図
- (2) 「求められる薬剤師」への道程
- (3) 薬局機能に関する情報の報告及び公表にあたっての留意点について
- (4) コラム
- (5) (社) 日本専門医機構（仮称）組織図（案）

6. 当日配布資料

- (1) 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構役員名簿
- (2) C P C 認証を取得した制度とその実施機関
- (3) 薬剤師認定制度委員名簿

7. 議事概要

清水事務局長から開会を告げ、最初に本日の出席者について、理事総数 11 名全員の出席であることを報告した。

内山代表理事の挨拶に続き、事前配付、および当日配布資料の確認を行なった。

理事会規則第 5 条第 3 項に基づき、内山代表理事が議長となり議事を進めた。

内山代表理事の挨拶の概要は次の通りであった。

当認証機構の平成16年発足から7年を経過し、本年6月理事会以降、新理事会体制により事業を運営している。最近、医師の専門医制度についての質的評価が各方面で問題視され、このたび厚労省医政局では「専門医のあり方検討会」において公式に討議が始められた。医師、看護師についての生涯学習は公式に議論される場があるが、薬剤師は従来から自主、自律に任されている。

当認証機構ではこれまで、薬剤師生涯学習についての在り方や原則及び方針等を提唱してきたが、来年以降、新体制への脱皮を図るにあたって、方針や考え方の基本となる教育理論を認証機構として共有しておきたいため、本理事会では具体的事項の議題ではないが、「当面の諸問題」として、組織のあり方、位置づけ、生涯学習の考え方について理事各位のご意見をいただきたい旨の発言があった。

次いで、内山代表理事から、当日配布資料の役員名簿、認証済の機関名、評価委員名簿について説明した。なお、評価委員名簿は、外部には公開されていないことを告げた。

《議題》

(1) 第1号議案 当面の問題について

以下各配布資料に関して内山代表理事が説明を行った。

1. 資料1について：

1 ページ目は公益社団法人組織図、2 ページ目は同認証事業図、3 ページ目は認証の手順フローチャートである。

フローチャートは公益社団法人の認定取得時に、内閣府公益認定等委員会に提出したものであり、これまで理事会には示していなかった。認定制度委員には説明している。

上記に関して、詳細な説明を行い、質疑応答の後、受けた提案に従って以下のように追加修正することとした。

組織図等から法人管理を削除、東北大の例がこの図中の認定制度の該当しないことから、‘その他認定制度’の項目を追加、フローチャートで審査継続中のことも理解できるようにすること、評価や却下など用語を修正する方向で進めること、‘特定領域’の用語をやめ、領域認定薬剤師、領域専門薬剤師に変更すること。フローチャートで、認定取得は理事会の承認が無くてもできるように見えるので訂正。太線と細線があるが、後者は点線などにする。申請書が完璧である場合には、そのまま許可されることもありうるので、評価修正が無くても、結果までは進むことなどを踏まえ、フローチャートを修正することとした。

その他質疑応答の中で、プライマリ・ケア認定薬剤師は、いずれ専門薬剤師を申請することもありうるかの問に関して、その可能性もありうるとの回答であった。

特定領域に関する議論がなされ、特定領域は、ジェネラリストの中で興味ある部分、得意な部分を学習し、それを記録し、時には伝えることができるものである。認定薬剤師は、勉強したフィールドの学習成果を記録しているものであり、専門薬剤師は、知識・技術を専門家が保証しているものである。この概念を共通認識とすることとした。

2. 資料2「求められる薬剤師」への道程について

これまで、薬剤師生涯学習の在に関して、資料4に添付した既存コラム等で方針や要望を書いてきたものを整理し、また薬学会の生涯教育ロードマップにも記載された内容等をまとめたものである。1ページ目は目標、行動、職能、さらに生涯学習の意義、薬剤師生涯研修の基本条件、望ましい生涯学習環境を示してあり、2ページ目と3ページ目は薬剤師生涯学習（教育）の在り方と現況を図示したものであるとの説明があった。資料4のコラムで述べている「レギュラトリーサイエンス」という評価の科学は、薬剤師実務にも活用できる概念であり、医療の各領域にも浸透しつつある。

資料2に関して、詳細な説明を行い、質疑応答及び議論の後、提案として内容に”責任”と”倫理性”の用語を入れること、薬物療養は薬物治療ないし薬物療法に変更することで、了解が得られた。以上了解がえられたので、外部への発信することが可能となった。

ここでの議論に付随して、下記のような討議がなされ、また指摘があった。

(1) 生涯研修認定は、学習努力に対するものであるが、その成果が実践として生きているか、の評価はなされているか。

議長より、この点は重要な問題であり、認定薬剤師が、どの程度修得していて、成果が活用されているかなど学習の内容を事前及び事後評価が十分とはいえない。今後、研修実施機関のフォローアップ及び、認定薬剤師や専門薬剤師がどう役に立っているかの評価について、認証プロバイダー及び病院薬剤師会などと共に検討していきたい。

3. 資料3は、医療法における患者への情報提供の一環として、薬局が認定薬剤師の数を都道府県薬務課に報告する際に、本認証機構（当時は有限責任中間法人）で認証した制度による認定薬剤師は、数として報告できることを、東京都薬務課からの問い合わせに対する厚労省の回答であり、厚労省から、都道府県へも事務連絡がなされているので、了知頂きたい旨報告があった。

4. 資料4は、内山代表理事がこれまで書いてきたコラムであり、参考にされたい旨を述べた。

5. 資料5は、(社)日本専門医機構(仮称)組織図(案)である。
内山代表理事が、医師や看護師と共に薬剤師も、規模は違うが、目的や方向性、最終目標は一緒である旨を述べた。

上記の説明の後、内山代表理事から、理事各位から多くの意見や提案をいただいたことを感謝する。それをもとに資料を修正後、修正版を役員に送付するので、修正案をご検討いただいた後にホームページに掲載、及び外部への広報発信を行う予定であることが述べられた。

(2) 次回以降の理事会

事務局長より、次回の理事会予定を平成24年3月27日(火)とした旨、各理事の予定を聴取した結果、同日10時30分からこの場所で実施することとした。

8. 閉会

以上の議事を終え、12時30分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、捺印する。

平成23年12月16日

代表理事 内 山 充 印

監 事 齊 藤 勲 印

 三 輪 亮 寿 印